# 令和８年度　大口町指名停止措置状況一覧

| 番号 | 指名停止となった有資格業者の情報 | | 指名停止期間 | | | 指名停止の理由 | 該当する措置要件 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名　　称 | 所　在　地 | 自 | 至 | 期間 | | |
| 1 | 川北電気工業株式会社 | 愛知県名古屋市中区栄4-6-25 | R8.11.4 | R8.12.3 | １か月 | 作業員が感電し死亡するという事件を発生させ、半田簡易裁判所から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により罰金の略式命令を受けたことにより、令和8年9月29日に国土交通省中部地方整備局長から建設業法第28条第３項の規定に基づく営業の停止処分を受けた。 | 別表第2第8号<br>建設業法違反行為 |